

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	130010
規制の特例事項名	国立公園の普通地域における風力発電施設の設置要件の緩和
意見提出者名	鳥羽市
意見の要点	風力発電施設について届出を行う場合、工作物の新築等の基準について緩和すること。
意見に対する回答	<p>国立公園の普通地域においては、我が国の優れた自然の風景地を保護するため、自然の風景を大きく改変するおそれのある行為については届出制としている。特に、工作物の新築等については、一定規模以上の大規模なものに限って届出を義務づけているところである。</p> <p>風力発電施設に関しては、鉄塔の高さが30mを超える場合は周辺の広範な地域から極めて望見され易いため、自然風景に大きな影響を与える可能性があり届出が必要となるが、</p> <p>当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと。</p> <p>当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>当該工作物の色彩及び形態がその周辺の風景と不調和でないこと。ただし、特殊な用途の工作物については、この限りでない。</p> <p>等、公園の風景の保護上支障のないものについては設置が可能である。</p>
担当省庁名	環境省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	130030
規制の特例事項名	国定公園の特別地域内における工作物設置許可基準の設置権限の都道府県知事への移譲
意見提出者名	長崎県
意見の要点	国定公園特別地域内での事業実施要件を緩和すること
意見に対する回答	<p>国定公園は、国立公園に準ずる優れた自然の風景地について、国民共有の財産として保護するとともに広く一般の利用に供するため、自然公園法に基づき、関係都道府県の申出を受け、国の責任において指定し、都道府県が自治事務として管理を行うものである。具体的には、自然公園法に規定された条件下において、地域の実情を踏まえつつ関係都道府県が許認可等の管理を行うこととされている。</p> <p>現在国定公園において、その自然的、社会的条件から判断して基準の全部又は一部を適用することが適当でないと都道府県が判断し、自然公園法施行規則第11条第31項に基づいて定められた基準の特例が116地区ある。</p>
担当省庁名	環境省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	130040
規制の特例事項名	自然公園の公園事業となる施設の種類の拡大
意見提出者名	大分県
意見の要点	風力発電施設を公園事業施設として追加すること。
意見に対する回答	<p>公園事業施設は、広場、園地、宿舍、博物展示施設や植生復元施設など、施設それ自体が公園の利用又は保護に直接的に供されるものをいうが、風力発電施設はこれに該当しない。</p> <p>但し、公園事業の執行上、必要性及び効果が認められるものであって、公園の風致景観の保護上支障がないこと等の要件を満たした場合、公園事業施設(宿舍等)の付帯施設として設置が認められている事例もある。</p>
担当省庁名	環境省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	130070
規制の特例事項名	緊急登録車両及び特殊車両における自動車NOx法の適用除外
意見提出者名	高槻市
意見の要点	<p>消防車両の更新は価格が高額なため実施が困難であり、産業の活性化等に投入すべき財源の点において阻害要因となっている。</p> <p>消防車両は通常より長期の猶予期間を設けているが、例えば起震体験車も他の消防車両と同様、運行を主目的にするものではないが、特例猶予除外となっている。</p> <p>走行距離にかかわらず一般車両と同様に取り扱うことは総量規制の精神にそぐわず、有効に活用できる資機材を廃棄することは、大気汚染とは異なる側面で負担を生む。</p>
意見に対する回答	<p>大都市地域における自動車排出ガスに起因する大気汚染の改善のためには、自動車NOx・PM法に基づく車種規制を実施することは必要不可欠と考えています。</p> <p>しかしながら、車種規制の実施に伴う事業者等の負担を軽減するため、その適用が開始される時期の設定に当たっては、都合、最長で3年半にわたる準備期間等を設けるなどの措置を講じているところです。</p> <p>また、御指摘のとおり、消防自動車のうち、構造が極めて特殊なため車両の供給面から代替が困難であること、国民の生命、身体等の安全の維持のために用いられるものであること及び平均使用期間が特種自動車一般に比較して大幅に長いこと、という条件を満たす車両に対しては、猶予期間の特例が設けられているところです。猶予期間の特例の対象となる車両については、深刻な大気汚染状況にかんがみ、これらの条件をすべて満たすもののみ限定されているところです。事業者が厳しい経済情勢のなかで規制への適合を図っていることにかんがみても、財政難という理由で特例の対象とすることはできません。</p> <p>走行距離については、これを確実に検証する手法が確立されていないため、規制の要件として採用することはできません。</p> <p>なお、使用済自動車については、いわゆる自動車リサイクル法により、使用済自動車の適正処理・リサイクルを促進する制度が整備されているところです。</p>
担当省庁名	環境省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	130080
規制の特例事項名	グリーン購入法における特定調達品目の判断基準の緩和
意見提出者名	北澤商会
意見の要点	LPガス車にかかる特定調達品目の判断基準を外してほしい。
意見に対する回答	構造改革特区推進室からの再検討要請に対する回答の通りである。
担当省庁名	環境省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	130090
規制の特例事項名	農林業被害防止のために許可不要で捕獲できる有害鳥獣の対象の拡大
意見提出者名	大分県
意見の要点	有害鳥獣捕獲(予察捕獲を含む)の許可申請者及び許可対象者は、被害を受けた農林業事業者ではなく、市町村長に限定している。農林業事業者の被害意識を克服し、生産意欲の向上を図る観点から、被害者自らが捕獲の申請及び許可を得て、鳥獣の捕獲が可能にすることにより被害の縮小と生産意欲の向上、山村地域の活性化を図りたい。
意見に対する回答	<p>基本指針(鳥獣保護法第3条)においては、捕獲許可対象者は「被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者」とされており、その対象者は地方公共団体に限定されていない。また、法人申請の際の捕獲従事者の選任にあたっては、捕獲許可者の取扱と同様に、被害を受けた者を対象外とする取扱いとなっていない。</p> <p>したがって、現行制度において、被害等を受けた農林業事業者が捕獲許可を得て捕獲を行うことも、又は、法人申請の際の従事者に、被害を受けた農林業事業者を選任し鳥獣の捕獲に従事することも可能となっている。</p> <p>ただし、許可対象者は狩猟免許を有していることが必要であるが、このことが支障となるのであれば、既に特区により実施可能となっている「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業」(平成15年3月26日付け環自野第141号)の制度を活用されたい。</p> <p>なお、予察捕獲の取扱についても同様である。</p>
担当省庁名	環境省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	130110
規制の特例事項名	広域再生利用指定制度の対象廃棄物の拡大
意見提出者名	愛知県、豊橋市、蒲郡市、御津町、田原町
意見の要点	<ul style="list-style-type: none">・構造改革特区における広域再生利用指定制度の指定を行うことは、計画作成主体の自治体が事業者に対する管理監督を行うことをも想定している。・特区内であったとしても法規に違反して不正に持ち出せば、処罰の対象となる。・特区に指定することにより、特区でない地域と比較して不正に持ち出されることが明らかに多くなるとはいえない。
意見に対する回答	<p>広域再生利用指定制度は、広域的に収集、運搬又は処分することが適当であり、かつ、再生利用の目的となる一定の品目につき所要の要件に該当することについて環境大臣の指定を受けたものに対し、廃棄物処理業の許可を不要とし、広域的な運搬システムを活用することにより再生利用を容易に行うことができるようにする制度である。</p> <p>ご要望のように指定対象者以外（他社）の廃棄物も無制限に対象とすると制度本来の趣旨を逸脱するおそれがあるため慎重な対応が必要と考える。ご意見によると計画作成主体の自治体が事業者に対する管理監督を行うことを想定しているとのことであるが、処理過程の中途段階で委託契約、マニフェストによる管理がなされていない状態で管理監督がずさんになることが懸念される。また、そもそも自動車リサイクル法により全国規模での自動車リサイクルを支援する仕組みを構築することとしている現状があるにもかかわらず、ご提案の特例措置を適用するだけの必要性は認められない。</p> <p>自動車リサイクル法の施行後には、自動車リサイクルを行う解体業者等については、事業所の所在地を管轄する都道府県等の許可等があれば、全国から解体自動車等を収集・運搬し事業を行うことが可能となる特例が既に措置されていることに加え、不適正処理が行われないように預託金の徴収や電子マニフェストによる管理等の様々な措置がなされ、ご要望の地区も含め確実にリサイクルが行われる仕組みが構築されているところであり、環境省としては、まずは未だ全面施行されていない同法を确实かつ円滑に施行することにより、使用済自動車のリサイクルルートを構築・発展させていくことが、リサイクル事業の活性化に資すると考える。</p>
担当省庁名	環境省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	130120
規制の特例事項名	廃棄物運搬に係る広域再生利用指定制度の対象廃棄物の拡大
意見提出者名	千葉県
意見の要点	<ul style="list-style-type: none">・電子タグを利用することにより適正な運搬手段の確保をした場合における廃棄物の収集・運搬について、海上運送業者が環境大臣に廃棄物の種類やリサイクル方法を記載した書面を提出し、環境大臣が当該廃棄物が全て再生利用されることを確認した場合に、広域再生利用指定制度の指定を行うことを求めるもの。・広域再生利用指定制度において「廃棄物の種類」に着目した現行の制度は別に、「廃棄物の運搬方法」に着目した新たな指定枠を求めるもの。
意見に対する回答	<p>広域再生利用指定制度は、広域的に収集、運搬又は処分することが適当であり、かつ、再生利用の目的となる一定の品目につき所要の要件に該当することについて環境大臣の指定を受けたものに対し、廃棄物処理業の許可を不要とし、広域的な運搬システムを活用することにより再生利用を容易に行うことができるようにする制度である。</p> <p>ご提案の内容については、ITリサイクルポートにおいて廃棄物がどのように再生利用されるのかといったリサイクルの仕組みが不明であるため、電子タグの活用による厳重な廃棄物の管理を試みることで広域再生利用指定制度の緩和を図ることは、妥当ではない。さらに、ご提案の運搬管理方法の高度化と、広域再生利用指定制度の趣旨である製造事業者等による再生利用の促進がどのように関連するのか不明である。</p> <p>ご提案のITリサイクルポートが企業誘致的側面を有した構想であるとするなら、産業廃棄物の収集、運搬及び処分にかかる業の許可の主体は千葉県であることから、千葉県の責任のもと適正な審査を経た上で許可を与え、ITリサイクルポート構想を推進していただくものかと考える。</p>
担当省庁名	環境省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	130130
規制の特例事項名	再生利用認定制度の対象廃棄物の拡大(下水道汚泥及びその焼却灰)
意見提出者名	愛知県
意見の要点	<ul style="list-style-type: none">・下水道汚泥の「腐敗性」「有害性」、及び焼却灰の「有害性」「飛散」については、各々適切な手段を講ずれば、生活環境保全上の問題を回避することができる。・万が一何らかの問題が発生した場合も、下水道事業者たる市町村による排出者としての対応が可能である。・「リサイクル整備の需給調整で一時的に廃棄物の保管量が増大する」という指摘については、環境省が事業実績等から再生品の円滑な販売に係る裏付けを得ることで解決できる問題である。
意見に対する回答	<p>再生利用認定制度は、生活環境の保全上支障がない等の一定の要件に該当する再生利用に限って認められている廃棄物処理法上の特例である。下水道汚泥及びその焼却灰については、現段階においては、ご意見にある措置をとってもなお、腐敗性又は有害性を有する生活環境に影響のある廃棄物である可能性が否定しきれず、その処理については生活環境影響調査の実施等を経て行われるべきである。</p> <p>また、再生利用できる技術が確立した場合においても、リサイクル施設に運搬された後にリサイクル製品の需給調整で一時的に廃棄物の保管量が増大し、再生利用が行われず廃棄物として処理される可能性がある。こういった取引状況による影響については、再生利用できる技術の確立では解決し得ない問題であることから、当該再生品の性状が利用者の需要に適合していることを判断するに足る客観的状況が整備されている必要がある。</p> <p>なお、「万が一何らかの問題が発生した場合」に市町村が「排出者としての下水道事業者」として対応することは当然の責務であり、むしろ何らかの問題が発生しないように、下水道汚泥及びその焼却灰の処理に関する周辺地域の生活環境への影響等に関する審査を受けた上で都道府県の許可を取得することが適当と考える。</p>
担当省庁名	環境省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	130140
規制の特例事項名	再生利用認定制度の対象廃棄物の拡大(乾燥加工を施した食品残さ)
意見提出者名	愛知県
意見の要点	<ul style="list-style-type: none">・すでに構造改革特区で「除湿等の対策を講じた廃木材の高炉投入」を認めており、脱水乾燥等の対策を講じた食品残さの堆肥化についても同様の措置を検討する余地あり。・概して食品残さは腐敗性を有するものの、乾燥・脱水等の処理によって腐敗しにくい形状に加工できる。・分別を行ってもなおリサイクル(堆肥化)の過程で発生する廃棄物とは何か。・作られた有機肥料については、その全量が活用される見込みを計画で明らかにする必要がある。
意見に対する回答	<p>再生利用認定制度は、生活環境の保全上支障がない等の一定の要件に該当する場合に限って認められている廃棄物処理法上の特例である。脱水・乾燥等の処理を経た食品残さであっても、たい肥としての利用を想定している残さ物であれば依然として腐敗性を有するものと考えられる。また、提案によれば、たい肥化のためにさらなる処理が予定されているものようであり、その過程で悪臭が発生する等、生活環境保全上の問題が懸念されること、さらにリサイクル製品である有機肥料の利用先の確保が容易でないことから、再生利用認定制度の対象とすることは困難である。</p> <p>都道府県において周辺地域の生活環境への影響がないと判断されるのであれば、許可を取得させて実施させることが適当と考える。</p> <p>ご意見にある「分別」を「完全に」実施した上で堆肥化するのであれば、廃棄物が発生する可能性は低いと想定されるが、実際に「完全な分別」が可能であるかは慎重に検討しなければならない。</p>
担当省庁名	環境省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	130160
規制の特例事項名	一般廃棄物の戸別収集を行うごみ出し代行サービスにおける廃棄物収集・運搬業許可の適用除外
意見提出者名	愛知県
意見の要点	<ul style="list-style-type: none">・ 本件提案については、市町村やNPO等の関心・引き合いは低調であり県内における事業化は難しい。・ 現行制度内で創意工夫を凝らしている市町村も見られることから、特区認定が必須というわけではない。・ 市町村がボランティア・NPOに「ごみ出し代行サービス」を委託すれば、廃掃法施行規則第2条にいう許可を要しないものに該当する。・ 曜日ごとに業務エリアを区分する、集めたごみ即日処理施設に搬入することが必要となる。・ 事業者と利用者は登録制にする必要がある。
意見に対する回答	<p>ご意見を拝見し、特区認定は不要との結論に至ったと理解したところである。なお、ご意見において、市町村が委託すれば廃棄物処理法施行規則第2条（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）にあてはまるとあるが、再検討要請に対する回答において、独居老人等の家庭から排出されたごみを当該市町村のルールに従い最寄りのごみ出し場まで搬出する行為について廃棄物処理法上の収集運搬業の許可を取る必要はないと回答した趣旨は、当該行為はそもそも廃棄物処理法上の収集運搬に当たらず、現行法令のもとで対応可能であるという趣旨である。同条は一般廃棄物の収集運搬を業として行おうとする者に対する許可制度の適用除外規定であり、そもそも許可制度の対象でないこととは趣旨が異なる。</p>
担当省庁名	環境省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	130180
規制の特例事項名	指定引取場所のない離島における家庭用機器の処理
意見提出者名	名瀬市、大和村、宇検村、住用村、龍郷町、笠利町、瀬戸内町
意見の要点	住民から排出される全ての廃家電の再資源化等を行うにあたり、市町村の回収のみではなく、小売業者が引き取った廃家電を同法第10条の規定によらず、市町村が従来から行っている粗大ごみ等処理業務により回収し再資源化等を行うことが法的に問題なく実施できるのか。
意見に対する回答	特定家庭用機器再商品化法は、従来は市町村が行っていた廃家電4品目の処理について、拡大生産者責任の考え方に沿って、民間活力を活用し、回収は小売業者が行い、再資源化等は製造業者等が行う体制に改めべく制定したものである。市町村による回収は、小売業者による回収が困難な場合に、これを補完するものとして例外的に位置付けられている。したがって、小売業者によって回収されたものを市町村の処理に戻すことは、制度構築の趣旨そのものを否定するものであるから、そのような取扱いを認めることは出来ない。なお、奄美大島においては、従来、他の地域に比べて収集運搬料金が割高であったが、平成14年6月、国及び鹿児島県の支援の下、鹿児島から商品を搬入している業者の帰便トラックを活用した収集運搬体制が整備され、この結果、従来の半額程度でほぼ本土並の収集運搬料金が実現しているところ。
担当省庁名	環境省